

1 廃棄物対策とリサイクルの推進

廃棄物の最終処分量を 2010（平成 22）年度までに 1997（平成 9）年度比で概ね半減させることなどを目標に、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 R を推進します。また、不適正処理の根絶に向けた取組み等も進めます。

（1）廃棄物の減量化・リサイクルの推進

容器包装リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

容器包装リサイクル法に基づき、「第 5 期大阪府分別収集促進計画（平成 20～24 年度）」を円滑に推進するため、市町村の分別収集実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握し、先進的な取組事例の情報提供等の技術支援を引き続き行います。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.7）

家電リサイクルの推進

【循環型社会推進室 内線：3815】

家電リサイクル法（平成 13 年 4 月施行）については、リサイクル料金が低い、法施行前からリサイクルに取組んできた府内の再生資源業者の活用がほとんど図られていない、不法投棄が多い等の問題が指摘されています。

このため、府は、廃棄物処理法に基づき再生資源業者がリサイクルを行う「家電リサイクル大阪方式」を推進しており、この方式の推進に向けて、消費者や関係者への周知・啓発を行います。

また、大阪方式のリサイクル率基準の見直しを検討するため、新たに対象に追加された薄型テレビについて、各製品に含まれる素材の種類、構成比、それらのリサイクルの可能性を判断するための実証調査を実施します。

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.9）

再生品普及促進事業

【循環型社会推進室 内線：3819】

廃棄物のリサイクルをより一層促進するとともに、循環型社会の形成に寄与するリサイクル関連産業を育成するため、平成 16 年度から、府内で発生した廃棄物（循環資源）を利用し、府内の工場で製造したリサイクル製品で一定の基準を満たすものを大阪府認定リサイクル製品として認定しています。

平成 20 年度末現在で、再生路盤材等の土木資材や再生プラスチック製品等 345 製品を認定しており、それらの普及に努めるとともに、年 2 回の認定を実施します。（認定申請受付は 6 月、11 月を予定）

（環境関連主要事業（予算額）一覧 NO.12）

（2）廃棄物の適正処理

産業廃棄物の不適正処理の根絶

【循環型社会推進室 内線：3825・3827】

【環境管理室 内線：3871】

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止を図るため、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付の徹底等による産業廃棄物の適正処理を指導するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導を行います。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な

解決を図ります。

(環境関連主要事業(予算額)一覧
NO.14・122・133・134)

P C B 廃棄物適正処理推進事業

【環境管理室 内線：3871】

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理については、日本環境安全事業㈱が、近畿圏の処理拠点として大阪市此花区に脱塩素化分解方式による処理能力 2 t / 日の施設を建設し、平成 18 年 10 月から稼動しています。

今後「大阪府 P C B 廃棄物処理計画」(平成 16 年 3 月策定)に基づき、近畿ブロック関係府県市と協力して適正処理を推進するとともに、保管事業場への立入検査等により、保管廃棄物の適正管理の徹底を図ります。

また、中小企業による P C B 廃棄物の処理を支援するため、国・他都道府県とともに(独)環境再生保全機構に設けられたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に引き続き拠出します。

(環境関連主要事業(予算額)一覧 NO.131)